

われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。



発行所 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表 086-271-7175
FAX 086-271-4815
郵便振替 岡山01230-9-3532
発行責任者 岸本清美
編集責任者 豊島始男
印刷所 西尾総合印刷株式会社
定価(郵税共) 年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/

一般財団法人日本遺族会 平成25年度活動方針・事業計画を決定

理事 評議員 会

日本遺族会は二月二十六日(火)、靖国会館で理事会・評議員会を開催し、「新生遺族会のあり方を考える特別委員会」の中間報告を審議すると共に、本年四月一日に移行する一般財団法人日本遺族会の平成二十五年度活動方針・事業計画及び同予算を決定した。

重に検討することとした。そして、組織の確立では孫・曾孫による組織化について議論が交わされたが、「青年部」規約を策定し組織化を推進するとした中間報告が承認された。

次いで、本年四月一日に移行する一般財団法人日本遺族会の平成二十五年度活動方針・事業計画及び同予算を審議し、いずれも承認された。特別委員会の中間報告は一三頁、平成二十五年度活動方針・事業計画は三〜五頁に掲載。

(4) 平成二十四年四月二十四日、新生遺族会のあり方を考える特別委員会の第一回会合を開催し、委員長に森田次夫会長代行(当時)、副委員長に増矢稔副会長を選出した。

(6) 平成二十四年七月十日、第三回会合を開催。本会が無償貸付を受けている国有財産の土地、建物の返還と、第二回会合に引き続き孫・曾孫の会の組織化について検討した。

会議は午後一時三十分開始し、靖國の杜に鎮まる英霊に黙祷を捧げた後、評議員会及び理事会において役員の一部改選を行った。次いで理事会・評議員会合同会議に移り、英霊顕彰並びに処遇改善運動の経過報告に続いて「新生遺族会のあり方」を考える特別委員会」の中間報告を審議した。

各都道府県遺族会の財政状況に鑑み、平成二十五年度支部寄付金を平成二十三年度水準とすることとし、また、国有財産の土地・建物の返還については今後、役員会等で慎重に検討することとした。

(5) 平成二十四年五月十日、第二回会合を開催。財政の確立等本会の資金調達、分担金について重点的に検討した。また、戦没者の孫・曾孫の会の組織化についても検討した。

(7) 平成二十四年九月五日、第四回会合を開催。国有財産の土地、建物の返還、孫・曾孫の会の組織化、財政の確立(平成二十五年度以降、単年度会計収支の見直し)等について検討した。

(8) 平成二十四年十一月十三日、第五回会合を開催。中間報告すべきテーマ、すなわち次期参議院議員選挙、財政の確立(分担金の見直し)、国有財産の土地・建物の返還、組織の確立(孫・曾孫の会の組織化)について検討した。

報告が提出される運びとなった。中間報告は、財政の確立等、国有財産の土地・建物の返還、組織の確立の三項目からなっているが、財政の確立等では、



日本遺族会理事会・評議員会 (2月26日: 靖国会館)

「新生遺族会のあり方を考える特別委員会」 中間報告

一、経過の概要

(1) 東日本大震災により九段会館を廃業したことから、財政的問題をはじめ、各方面に多大の影響をきたしている。この状況に鑑み、平成二十四年二月二十八日開催の第二三四回理事会・第一六二回評議員会合同会議において、特別委員会を設置し、新生遺族会について概ね一年間かけて検討し、本会会長に報告することを決めた。

- ◎委員長(副会長) 森田次夫氏
- ◎副委員長(副会長) 増矢稔氏
- ◎委員 (十名/順不同)
 - (専務理事) 畔上和男氏
 - (常務理事・秋田県) 仲沢誠也氏
 - (常務理事・東京都) 宇田川劔雄氏
 - (常務理事・富山県) 廣明研正氏
 - (常務理事・山口県) 市來健之助氏
 - (常務理事・熊本県) 富田千秋氏
 - (常務理事・女性部長) 高橋フミ氏

また、本特別委員会の進め方として、緊急性の高いテーマから検討することとし、①次期参議院議員選挙、②財政の確立等(本会の資金調達、分担金他)、③国有財産の土地、建物の返還(九段会館問題)から検討することとした。

なお、第一回会合では「次期参議院議員選挙」について重点的に検討した。

(2) 委員会の名称 「新生遺族会のあり方を考える特別委員会」

(3) 委員会の構成

(9) 平成二十五年一月三

十一日、第六回会合を開
催。
中間報告のとりまと
め、終戦六十周年特別委
員会報告書の見直しにつ
いて検討した。

中間報告

本会は、平成二十五年
四月一日付で一般財団法人
に移行することを決定
しているが、それらに伴
う本会の運営等について
以下のとおり報告する。
一、財政の確立等

(1) 分担金の見直し
平成二十四年度の支部
寄付金、すなわち分担金
については、各支部平均
三十万円(一千四百十万
円)増の六千五百十万円
をお願いし、事業を執行
している。

しかし、各支部からは、
会員の減少に伴い会費の
納入が減っている中で、
「分担金の増額は支部財
政を圧迫する、分担金減
額等見直しをされたい」
との要望がある。今後の

支部遺族会の運営等を考
慮すれば、支部分担金の
再見直しもやむを得ない
ものと思料する。
(2) 平成二十五年から
の分担金
平成二十四年度の支部
寄付金六千五百十万円を
見直し、平成二十五年
からは、従来からの支部
寄付金五千万円とす
る。ただし、平成二十三
年度まで支給していた本
部助成金、すなわち、老
人福祉助成費、遺族援護

強化費、事務補助費、社
会活動助成費、支部研修
会助成費は廃止する。
(3) 平成二十五年から
の支部寄付金五千万円
については、平成二十七
年の特別弔慰金の結果等
を踏まえ、五年毎に見直
しを行うこととする。
また、本部においては、
運営費等不足が生じるこ
とから、一層の経費の節
減に努めると共に、事業
の見直し、資産の取り崩
しなどあらゆる方途を講
じ、本会の運営に支障の

ないよう努める。
(4) 事務局体制について
は、将来的には事業の縮
小等に伴い、職員を減員
するなどスリム化する。
また、本会の活動に理解
と協力をいただける方に
対しては、引き続き「賛助
金のお願い」を積極的に
働きかけることとする。
その他、本部として新
たな収入源の確保につい
て調査研究をする。
二、国有財産の土地、建
物の返還
(1) 昭和二十八年法律二

〇〇号で本会が無償貸付
を受けている国有財産の
土地、建物の返還につい
ては、返還することです
でに機関決定している
が、種々に配慮して返還
の時期や、これらに関連
する必要事項について慎
重に検討する。
(2) 但し、平成二十三年
五月の「今後の遺族会を
考える特別委員会報告
書」でも謳われていると
おり、「九段会館の建物は、
昭和初期の代表的建
築物であり、二・二六事

件の戒厳司令部が置かれ
るなど、歴史的にも極め
て評価の高い建物である。
昭和三十三年からは、
五十四年間の長きに亘り、
戦没者遺族の殿堂であ
り、拠所であったその九
段会館を解体するような
ことがあつてはならない。
このため、博物館など
何らかの形で永久保存す
るよう、国に対して強く
要請することとした。
い。保存が実現した場合
は、建物の一部に本会の
事務所の入所を認めるよ
う、今から国に対して働
きかけを行っていくこと
としたい。」としてい
ることから、今後、役員
会等でこの答申を踏まえ
て、慎重に検討願いたい。
三、組織の確立
(1) 孫・曾孫の会の組織
化
① 本会の後継者問題
は、本会の存亡に関わ
る極めて重大な問題で
ある。女性部は「光輝
ある遺族会は、今後、
組織の在り方を含め、
見直しを行わなければ
衰退の一途をたどるこ
とになる。我々戦没者
遺児の代で終わらせて
はならない。そのため

平成25年度「遺児の巡拝」 多くの戦没者遺児のご参加を

厚生労働省から補助を
受けて日本遺族会が実施
している「戦没者遺児に
よる慰霊友好親善事業」
(遺児の巡拝)の平成二
十五年度事業計画概要が
固まった。

平成二十五年は初め
てベトナムのホーチミン
(旧サイゴン)、西部ニュ
ーギニアではマノクワリ
南方のムミを、また十三
年ぶりにアツツ島への訪
問を計画している。

旧戦域への慰霊巡拝
は、訪問国や交通手段な
どの事情から困難なこと
もあるが、日本遺族会
は亡き父の終焉の地に一
歩でも近づけるよう実施
に向けて準備を行って
います。多くの遺児の皆
様の参加をお待ちしてい

ます。
▼実施地域・時期等 別
掲のとおり。
▼参加費 九万円
※集合場所までの移動に
かかる国内交通費及び帰
国当日に交通機関等によ
り帰宅できない場合の宿
泊費等は個人負担です。
▼その他 東京等に集
合し、結団式及び渡航にか
かる説明会を行う。
▼お申し込み 岡山県遺
族連盟まで。

実施地域

実施時期

【広域地域】

	実施地域	実施時期	募集人員
1	旧満州	平成25年8月上旬	40人
2	西部ニューギニア	平成25年8月下旬	35人
3	アツツ島	平成25年8月下旬	13人
4	旧ソ連	平成25年9月上旬	30人
5	中国(1次)	平成25年9月中旬	45人
6	マリアナ諸島	平成25年10月上旬	40人
7	東部ニューギニア(1次)	平成25年10月中旬	30人
8	ボルネオ・マレー半島	平成25年10月下旬	30人
9	トラック諸島・パラオ諸島	平成25年11月上旬	40人
10	ソロモン諸島	平成25年11月中旬	20人
11	フィリピン(1次)	平成25年11月下旬	120人
12	ミャンマー・ベトナム(1次)	平成25年12月上旬	60人
13	台湾・バシー海峡	平成26年1月中旬	15人
14	東部ニューギニア(2次)	平成26年2月上旬	34人
15	ミャンマー・インド(2次)	平成26年2月中旬	60人
16	フィリピン(2次)	平成26年3月上旬	120人
17	中国(2次)	平成26年3月下旬	60人

【特定地域】

	実施地域	実施時期	募集人員
1	ビスマーク諸島	平成26年2月上旬	36人
2	西部ニューギニア	平成26年2月上旬	36人
3	マーシャル・ギルバート諸島	平成26年3月中旬	36人

にも後継者を作ること
が焦眉の急である。そ
のために女性部自らが
直ちに行動し、戦没者
の孫、曾孫に働きかけ、
組織化を図る。」とし、
「当面の会員数は、
各支部五十、百名程度
とする。」と提言してい
る。(平成二十三年八月)
② 孫等の組織化につ
いては、女性部の積極性
については大いに評価す
るものの、女性部だけ
では力不足であること
は否めない。
このため、各支部は
組織をあげて取り組み
なければ目的を達する
ことはできない。
③ 入部の勧誘について
は、各支部の英知と努
力に負わなければなら
ないが、先ずは遺族会
のことに理解を
得ることが重要と考
える。このため、慰霊祭・
大会など家族ぐるみで
各種行事等に参加願
うことからはじめるこ
とも一案と考える。
(2) 部費の徴収
孫・曾孫の会の部員と
しての意識付けをする
上でも、各支部に
費を徴収することが望ま

しいと考える。(3) 一般財団法人日本遺族会青年部規約(案)「青年部」規約案を策定した。部会の名称については、広く意見を聴取し決定することとした。

日本遺族会 活動方針・事業計画

昨年、本会は創立六十五周年を迎え、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、創立六十五周年記念式典を厳粛かつ盛大に挙行した。誠に同慶の至りであり、戦没者遺族にとつて大きな喜びであると共に、大きな励みである。

しかし、これは本会にとつて一つの通過点に過ぎず、更に一致団結して、七十周年に向けて前進して行かなければならない。また、近隣諸国に目を向けると、昨年、ロシア・中国・韓国で新しいリーダーが誕生した。本会としては、特に靖国問題について、その動向を注視していく必要がある。

我が国においては、昨年末の衆議院選挙で自民党が圧勝、民主党から三年三月ぶりに政権を奪還し、安倍晋三自民党総

に最終償還を迎える「特別弔慰金」の継続・増額運動は、今から始めなければならぬ。

活動方針

一、英霊顕彰運動の推進

先の大戦が終結してから六十八年目の年を迎えた。戦争の記憶が風化し、国民は戦争の悲惨さ、平和の尊さを忘れつつある。そのような社会において戦争でかけがえのない肉親を失った戦没者遺族は、今日の日本の平和と繁栄が、戦争で散華された英霊の尊い犠牲のうえにあることを決して忘れることなく、英霊を顕彰し、後世代へと引き継いでいかねばならない。

そのために「孫・曾孫の会」の組織化を図る。我々、二十一世紀を生きる戦没者遺族は、光輝ある組織を継承し、国の礎となられた英霊の尊い御心を忘れず、初心に立ち返り、絆を大切に心ある国民と共に世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さと平和の尊さを戦後世代にしっかりと語り継いでいきたい。

更に、靖国神社に代わる新たな国立の追悼施設の建設は靖国神社を形骸化するだけでなく、戦没者遺族の心情を逆撫でするような施設であり、断じて容認できない。中国・韓国の対応によって新たな建設に向けての動きが再燃する懸念も考えられることから、我々は、建設に向けての動きがあれば断固阻止する。

また、大東亜戦争の正しい歴史観の確立をはじめ、歴史、伝統、文化など、よき固有の精神文化の継承に努める。

二、処遇改善運動の推進

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づき改善されるべきことはいくまでもない。

また、平成二十七年に最終償還を迎える特別弔慰金については、継続・増額実現に向け運動を開始する。なお、支給方法の改善等についても併せて運動する。

事業計画

一、英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖国神社への参拝運動の推進

① 終戦から六十八年の歳月が流れ、国民の七割以上が戦後生まれとなり、先の大戦が風化しようとしている。日本の安寧と繁栄を願う散華された英霊に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が靖国神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることが極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

一方、靖国神社に代わる新たな国立の追悼施設の建設は絶対反対であり、建設に向けての動きがあれば断固阻止する。

そのために「孫・曾孫の会」の組織化を図る。我々、二十一世紀を生きる戦没者遺族は、光輝ある組織を継承し、国の礎となられた英霊の尊い御心を忘れず、初心に立ち返り、絆を大切に心ある国民と共に世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さと平和の尊さを戦後世代にしっかりと語り継いでいきたい。

また、特別弔慰金受給者、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業参加者等に対して、各支部への積極的な入会の働きかけを行うなど組織の拡充に努める。

組織活動の維持には財政の確立が欠かせない。このため本部では福祉事業の収益部門を強化すると共に、支部もあらゆる方途を講じて資金の確保に努める。更には、ホームページ・機関紙等を充実させ、積極的な広報活動を行う。

② 環境整備

ア、世論喚起

本会ホームページやインターネット等への投稿を中心に若者世代の世論喚起に努める。また、英霊にこたえる会の事業に積極的に協力する。

イ、国会対策

国会議員の約八割以

昨年十二月に行われた衆議院選挙で自民党は圧勝し、民主党に代り三年三月ぶりに政権与党に復帰し、安倍晋三自民党総裁が第九十六代内閣総理大臣に選出され第二次安倍内閣が発足した。

安倍総理は「国の指導者が靖国神社に参拝するのは当然だ。首相在任中に参拝できなかつたのは痛恨の極みだ」と、自民党総裁選中に発言しており、総理、閣僚は近隣諸国からの圧力に屈せず、堂々と靖国神社に参拝す

べきである。しかし、後継者である戦没者遺児も高齢化は否めないことか、組織の再構築を加速し、光輝ある組織の継承に努めなければならぬ。そのため、戦没者の「孫・曾孫の会」の組織化は焦眉の急を要する。本部・支部と連携を密にし、各種事業に孫・曾孫を含め、家族ぐるみで参加出来る機会を増やす努力をする。

また、政府主催の遺骨帰還事業等に積極的に参加協力する。

民間建立慰霊碑等整理事業や海外未送還遺骨情報収集事業、樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業についても事業の重要性に鑑み、引き続き本会に委託されるよう努める。

五、社会奉仕活動の推進

恒久平和を目指し、国内や旧戦域において戦没者遺族に相応しい社会奉仕活動(ボランティア)を各支部の協力、遺児の慰霊友好親善事業等を通じて引き続き企画実施する。

イ、国会対策

国会議員の約八割以

上が戦後生まれとなり、世代交代が進んでいる。

ついでに、総理の靖

國神社参拝をはじめ先の大戦や靖國神社問題等の正しい知識、並びに本会の組織や活動を理解、認識いただくため、遺家族議員協議会と連携し、本会事業の啓蒙に努める。

更には、与野党国會議員、特に初当選した国會議員に対し、「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」への入会を促すと共に、靖國神社への参拝を働きかける。

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

今後、中国・韓国の圧力によっては建設に向けて動き出すことも考えられることから、政府の動向を注視する必要が

ある。このため、情報収集に努めると共に、他団体と連携して建設に向けての動きがあれば断固阻止する。

(3) 知事の護國神社参拝運動の推進

近年の護國神社への知事参拝は二十五県程度で

ある。参拝されない支部にあっては参拝を要請する。また、靖國神社へ参拝も併せて要請する。

東京府においては石原前知事から猪瀬知事に交代したが、引き続き他団体と協力して都知事の靖國神社参拝を要請する。

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の確立

「東京裁判史観」の払拭と大東亜戦争の正しい歴史観の確立に努める。

② 関係団体と協力し、平和の尊さを次世代に伝えるため、絵本、マンガ、DVD等を活用して広報活動に努める。また、「語りへの会」等を催し、子供たちに積極的に語り継ぐ。

(3) 引き続き昭和館の展示や巡回特別企画展を通じて戦中、戦後の国民生活の労苦を後世代に伝える啓蒙活動に努める。

(5) 市区町村における慰霊祭等の実施

戦没者の慰霊祭は、遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲とな

れた人々が対象であり、各自自治体は率先して主導すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割を考えると、その責任は永遠に免れるものではない。しかしながら、遺族の高齢化が著しいことから、今後は孫・曾孫の参列に一層努力する。

また、慰霊祭実施前の清掃奉仕活動は、家族揃って行う。

(6) 靖國神社等との連携

靖國神社、護國神社、千鳥ヶ淵戦没者墓苑及び各種慰霊団体との連携を密にし、引き続き相互理解を深める。

(7) 全国戦没者追悼式(八月十五日)の放映時間の延長

毎年NHKで中継される全国戦没者追悼式の放映時間の延長について、NHK編集幹部と折衝したところであり、今後、手法及び式典内容等に工夫を加え、改めて陳情運動を実施することとする。

(8) その他

英霊にこたえる会と協力して、中央及び地方において英霊顕彰の各種事業を企画実施する。

六月二十三日は沖縄県における「慰霊の日」であり、沖縄県遺族連合会が主催する「平和祈願慰霊大行進」に引き続き参加協力する。

二、戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 公務扶助料等の改善

高齢化著しい戦没者遺族にとって、公務扶助料等は生きて行くための重要な糧となっているのは周知の事実である。しかし、一部では公的年金引き下げの声も聞かれる。

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを、機会を捉え

ながら、公務扶助料等支給の主旨に副って改善が行われるよう、強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の支給範囲の拡大

特別弔慰金は、国として戦没者に弔慰の意を表したものであり、国は戦

没者を忘れないという証でもある。この事に鑑み、引き続き公務扶助料等受給者が失権した場合、その残された遺族に対し、速やかに支給されるよう自民党等国會議員、関係省庁に対して制度の改善を行うよう働きかけを強化する。

更に、平成二十七年には最終償還を迎える。本会の存亡を左右する事案であり、継続・増額実現にむけて具体的な運動方法の検討に着手する。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の対象範囲の拡大及び式典内容の改善等

全国戦没者追悼式の趣旨に鑑み、国費で負担する遺族代表の増員、対象範囲を戦没者の曾孫、甥、姪まで拡大することは勿論、戦没者の子・兄弟姉妹の配偶者も制約なきよう参列できる制度の改善に引き続き努力する。

また、式典に児童・生徒の参列を促し、平和を願う詩の朗読等を行うなど、式典内容の見直しを関係当局に要請する。

(1) 組織の拡充強化

戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動に参加協力するのは無論、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。

また、本部では女性部研修会、事務局長会等を通じて、孫・曾孫の会の組織化を加速させる。

① 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動に参加協力するのは無論、各種事業に戦没者の孫・曾孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。

また、本部では女性部研修会、事務局長会等を通じて、孫・曾孫の会の組織化を加速させる。

② 支部にあっては、引き続き魅力のある支部づくりを創造すると共に、戦没者の孫・曾孫等を積極的に要請すると共に、遺児の配偶者、孫、曾孫の育成に努める。

更に、家族ぐるみで参加できる魅力的な部会を引き続き模索する。

④ ブロック会議を開催し、連携を密にすると共に、情報の共有化を図る。

① 本会は、支部からの分担金を軽減すると共に、唯一の収益部門で

(2) 財源の確保

ある福祉事業会計の機関紙の販売強化に努め、その他、本会にふさわしい収益事業について検討する。

また、本会の活動内容の充実をより一層図るため、法人、一般等から幅広く賛助金を受け入れる。

② 支部においては、会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため戦没者等の妻に対する特別給付金が継続された機会に、支部の会運の基盤となる財源を確保するため拠金願う。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

(3) 支部事務局の強化

組織の拡充強化は支部事務局に負うところが大きい。このため、引き続き本部、支部、更には支部相互間の連携を密に強化を図る。

ある福祉事業会計の機関紙の販売強化に努め、その他、本会にふさわしい収益事業について検討する。

また、本会の活動内容の充実をより一層図るため、法人、一般等から幅広く賛助金を受け入れる。

その他、あらゆる方途を講じて財源の確保に努める。

② 支部においては、会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため戦没者等の妻に対する特別給付金が継続された機会に、支部の会運の基盤となる財源を確保するため拠金願う。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

また、平成二十七年の特別弔慰金の継続・増額運動に向け、受給者にその獲得運動の主旨を説明し、会の運営に関する理解を求め、拠金等を働きかける。

岡山県知事より新法人設立の認可 本年4月1日から一般財団法人に 岡山県遺族連盟

公益法人制度改革に伴い、特例民法法人の位置付けであった岡山県遺族連盟は、非営利型・一般財団法人の移行認可を得るべく一昨年来より準備を進めてきたが、昨年十二月に公益認定等審議会の審査を経て、本年三月十八日付で岡山県知事から一般財団法人の設立認可をいただいた。

この設立認可を受け、今後、現法人の解散登記及び新法人の設立登記の手続きを行い、四月一日から一般財団法人として新法人の規程に沿って諸会議の手続きや会計処理

等を行い、引き続き英霊顕彰事業、遺族処遇改善事業等を進める。

また、県遺族連盟では、新法人移行前の三月二十七日に理事会、評議員会を開催し、平成二十五年活動方針・事業計画及び同予算の審議を行うと共に、諸規程(女性部規程、事務局規程、給与規程、旅費規程、表彰・慶弔等に関する規程)を審議・決定する予定である。

なお、新法人の最初の役員は理事三十八名(任期二年)、評議員二十一名(任期四年)であり現行

- より大幅に減員された。新法人の理事長及び副理事長、常任理事、監事の氏名は次のとおり。
- *理事長 清美氏(津山市)
 - *岸本 清美氏(津山市)
 - *副理事長/三名 服部 剛司氏(総社市)
 - 浅野 實氏(真庭市)
 - 秀平 良子氏(笠岡市)
 - *常任理事/五名 渡辺 雅允氏(浅口市)
 - 田淵 潔氏(津山市)
 - 難波 慶行氏(倉敷市)
 - 坂根 弘子氏(岡山県)
 - 藤原 信子氏(倉敷市)
 - *監事/二名 石原 育子氏(倉敷市)
 - 渡邊 繁雄氏(井原市)

- 化を進め、事務の効率化を図ると共に、参加者の高齢化に伴い、付添者や実施期間、訪問地等の事業内容の見直しの検討を行う。
- ◎平成25年度実施地域 16地域(予定)
 - ◎平成25年度実施地域 九二名(予定)
 - ①旧満州、②西部ニューギニア、③旧ソ連、④アツツ島、⑤中国、⑥マリアナ諸島、⑦東部ニューギニア、⑧ボルネオ、⑨マレー半島、⑩トラツク、⑪パラオ諸島、⑫ソロモン諸島、⑬フィリピン、⑭ミャンマー、⑮台湾・バシー海峡
 - ※以下の地域は二次を実施する
 - ①東部ニューギニア、②ミャンマー・インド、③フィリピン、④中国
 - (2) 小規模(特定)・3地域(〇八名(予定))
 - ①ビスマーク諸島、②西部ニューギニア、③マニラ・ギルバート諸島

- (2) 民間建立慰霊碑等整理事業
- 本事業も本年度、引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。
- ◎平成25年度実施地域・2地域(予定)
 - ①東部ニューギニア、②ビスマーク・ソロモン諸島
 - (4) 樺太・千島戦没者慰霊維持管理事業
 - 厚生労働省の指導のもと、関係機関等の協力を得て、ロシア・サハリン州スミルスイフにある「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。
 - (5) 政府主催の遺骨帰還事業等
 - 政府主催(厚生労働省)の遺骨帰還事業等には、引き続き積極的に協力すると共に、ホームページによるPRを行う。
 - ◎平成25年度遺骨帰還事業等実施地域・15地域

- (6) 戦跡慰霊巡拝
- 本会主催の戦跡慰霊巡拝は、各支部の協力を得て沖縄地域(予定)を実施する。
- (1) 国内における社会奉仕活動
- 各支部においては、一人暮らしを余儀なくされている年長いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、清掃や話し相手等のボランティア活動を引き続き実施すると共に、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。
- また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には孫や曾孫等、家族揃って参加する。
- (2) 海外における社会奉仕活動
- 先の大戦の旧戦域における恵まれない子供たちに対して、(財)日本ユニセフ協会や日本赤十字社を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う、戦のない世界の恒久平和の実現に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。
- また、遺児の慰霊友好親善事業を通じて、旧戦域の災害被災者等に対する衣類等の援助、本会がミャンマー(旧ビルマ)へ平成十一年度から三年間で三校を建設贈呈した小学校や各地域の小学校、孤児院、病院等の施設を訪問し、学用品・車椅子等を寄贈する。更には、植林活動等にも協力する。

- (4) 実態調査の継続実施
- 各支部は、遺族の実態調査を引き続き行うなどして会員名簿を整理し、遺族会員の把握に努めると共に、新規会員の獲得に引き続き努力する。
- (5) 啓蒙活動の実践
- ① 機関紙、ホームページをリアルタイムで更新するなどして、英霊顕彰並びに処遇改善運動や慰霊事業等の本会の活動内容を、遺族会員のみなならず広く一般にも理解されるよう、

- ② 本会の運動や組織に対する理解と協力を得るため、慰霊友好親善事業参加者等に対する機関紙の個人購読の拡大を図ると共に、市区町村支部への直送や末端へのスムーズな配布などを確実に実施する。
- ③ 各支部では、遺族会に関するパンフレット等を作成するなどして、会員自ら家族ぐるみでの本会活動への参

- (6) その他
- 公益法人改革に伴い、本会は平成二十五年四月一日より非営利型・一般財団法人となる。ついては、新法人規定に沿った改定処理を行うと共に、諸会議の手続きや会計処理等、専門家等の助言を受けながら滞りなく事務手続きを進める。
- 四、遺児の慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等
- (1) 遺児の慰霊友好親善

- 本事業が引き続き補助事業団体となるよう努める。また、各支部等の協力を得て、各地方公共団体の広報誌や新聞のパブリックスペースを活用すると共に、本会からも各市町村の広報担当者へ記事掲載並びに広報依頼を引き続き行う。
- 更には、ポスターを作成して参加者を募ると共に、ホームページによるPR活動を強化する。
- また、事務処理のIT

- 係団体等と協力して実施する。
- ◎平成25年度実施地域・2地域(予定)
 - ①旧ソ連、②ミクロネシア連邦
 - (3) 海外未送還遺骨情報収集事業
 - 本事業も引き続き本会に委託されるよう努め、厚生労働省の指導のもと地方自治体、関係団体等と協力して実施する。
 - ◎平成25年度実施地域・2地域(予定)
 - ①東部ニューギニア、②ビスマーク・ソロモン諸島

- (予定)
- ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④パラオ、⑤インドネシア、⑥トラツク諸島、⑦沖縄、⑧硫黄島、⑨モンゴル、⑩ハバロフスク、⑪沿海、⑫イルクーツク、⑬アムール、⑭ケメロボ、⑮カザフスタン共和国
 - ◎平成25年度慰霊巡拝実施地域・12地域(予定)
 - ①フィリピン、②東部ニューギニア、③ビスマーク・ソロモン諸島、④インドネシア、⑤ミャンマー、⑥モンゴル、⑦中国、⑧硫黄島、⑨ハバロフスク、⑩沿海、⑪アルタイ、⑫クラスノヤルスク

- また、遺児の慰霊友好親善事業を通じて、旧戦域の災害被災者等に対する衣類等の援助、本会がミャンマー(旧ビルマ)へ平成十一年度から三年間で三校を建設贈呈した小学校や各地域の小学校、孤児院、病院等の施設を訪問し、学用品・車椅子等を寄贈する。更には、植林活動等にも協力する。

- 引き続き実施すると共に、母に感謝する会や「母の日」に合わせた行事等を継続して実施する。
- また、護國神社、諸社、慰霊碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動には孫や曾孫等、家族揃って参加する。
- (2) 海外における社会奉仕活動
- 先の大戦の旧戦域における恵まれない子供たちに対して、(財)日本ユニセフ協会や日本赤十字社を通じての援助等や、戦争による深い悲しみを経験した戦没者遺族が等しく思う、戦のない世界の恒久平和の実現に向けて啓蒙活動を行うなど、本会にふさわしい社会奉仕活動を引き続き企画実施する。

英霊にこたえる会の中條会長を招き 平成24年度女性部研修会を実施

岡山県遺族連盟
女性部

岡山県遺族連盟女性部は二月二十日(水)、岡山市北区駅元町「ホテルグランヴィア岡山」において平成二十四年度研修会を開催した。
研修会には女性部員ら百十名が参加。英霊にこたえる会中央本部の中條高徳会長の講演を拝聴すると共に、慰霊友好親善事業をはじめ各慰霊巡拝に参加した部員が報告を行った。



中條高徳氏より1時間10分のご講演をいただいた

研修会は、坂根弘子女性部副部長の司会で午前十時三十分開会。岸本清美県遺族連盟会長、秀平良子女性部長の挨拶に続いて、前岡山県知事の石井正弘氏、そして衆議院議員の加藤勝信令夫人、橋本岳・山下貴司両衆議院議員の秘書からご祝辞を賜った後、研修会として英霊にこたえる会中央本部の中條高徳会長の講演を拝聴した。
「日本これでいいのか・千代子はまだ生きて



います」と題した講演で、中條会長は「今日、私はご縁によりこの会場で皆様とお会いしています。縁ということ大切にしなければなりません。今日、参集された皆様は戦没者遺族という縁で集まっております。ご英霊のお陰であるということに感謝しなければなりません。また、歴史に学んで行動することは非常に大切なことです。我が国は過去に大東亜戦争を戦いましたが、兵隊さんだ

ちは国家・国民のために戦いました。決して軍国主義だから戦った訳ではありません。その兵隊さんたちを祀る靖国神社に国の代表者が近隣諸国に配慮して参らない。こういう国に明日はありませぬ。ある未亡人の方が「こんな醜い国のために、うちのお父ちゃん死んだ歴史と伝統、そして誇り



現地の慰霊祭のことなどを報告する参加者の皆さん

ではありません」と言われたことがあります。歴史を振り返れば日本は昔、貧乏な国でした。しかし、国民は凜としていました。当時のアジアのリーダーたち、孫文、蔣介石、朴元大統領たちも日本に学びに来ていました。果たして今の日本に学びに来る人がいるでしょうか。アジアのリーダーたちも戦後の日本の乱れ、破壊された日本人の心を嘆いています。お祖父さん、お父さんたちは歴史と伝統、そして誇り

ある日本民族を継ぐあなた方のために、命を賭して戦ったということを心に留めていただきたい」と講演を結んだ。
そして、休憩・昼食を挟み、午後一時から遺児の慰霊友好親善事業等の参加者から報告が行われた。慰霊友好親善事業では、ミャンマー方面に参加された木村喜久江氏(岡山市南)と西原智恵氏(倉敷市児島)、同じくミャンマー方面の川間康子氏(岡山市西大寺)、そして遺児である夫と一緒にフィリピン方面に参加された河原和榮氏(岡山市岡山)が、現地での慰霊祭の写真などを使って説明を行った。

- 続いて、昨年八月末に県遺族連盟主催により実施したロシア極東地域墓参に参加した植川澄恵氏(倉敷市倉敷)、そして昨
- 平成二十五年四月行事表
- 1日 一般財団法人岡山県遺族連盟発足
 - 3日 県護国神社創立記念日祭・崇敬会祭(県護国神社)
 - 5日 県戦没者春季慰霊祭準備委員会(いさお会館)
 - 11日 津山市高田地区遺族協議会護国神社参拝・総会(県護国神社)
 - 12日 県護国神社御創立百四十年記念事業奉賛会常任理事会(いさお会館)
 - 13日 津山市滝尾地区戦没者慰霊祭(滝尾忠魂碑)
 - 14日 高梁市松原地区戦没者慰霊祭(県護国神社)
 - 18日 津山市高野地区戦没者慰霊祭(県護国神社)
 - 20日 笠岡市戦没者追悼式(笠岡市民会館)
 - 22日 津山市遺族連盟総会(津山市総合福祉会館)
 - 23日 岡山市岡山遺族連盟総会(いさお会館)
- 平成二十五年五月行事表
- 5日 県戦没者春季慰霊祭(県護国神社)
 - 6日 県護国神社春季例大祭(県護国神社)
 - 8日 津山市二宮地区戦没者慰霊祭(高野神社境内)
 - 13日 倉敷市遺族連盟協議会総会(倉敷市役所)
 - 14日 倉敷市倉敷遺族連盟総会(倉敷市役所)
 - 20日 高梁市高梁地区戦没者追悼式(高梁市総合福祉C)
 - 21日 美作地区戦没者招魂祭(津山雇用労働C)

遺族会の動き

- 平成二十五年三月行事表
- 5日 倉敷市遺族連盟協議会靖国神社団参・国会陳情(東京方面)二泊
 - 10日 岡山市南遺族連盟総会(吉備公民館)
 - 13日 都窪郡早島町遺族会研修会(早島町内)
 - 17日 岡山陸軍墓地清掃作業(岡山市津高・旧陸軍墓地)
 - 19日 県連盟正副会長・常任理事会(県連盟会議室)
 - 22日 岡山陸軍墓地春季彼岸祭(岡山市津高・旧陸軍墓地)
 - 25日 美作市郡戦没者慰霊祭(県護国神社)
 - 27日 県連盟女性部会議(いさお会館)
 - 28日 県連盟理事会・評議員会(県連盟大会議室)
 - 28日 総社市昭和田地区戦没者慰霊祭(県護国神社)

十五年政府予算案に計る諸問題について報告・説明し、終わりに全員で「靖国神社の歌、ふるさと」を合唱し、午後三時に併せて本連盟の一般財団法人への移行等、当面すに研修会を終了した。